

## 相談支援従事者現任研修受講にあたっての注意事項

### 1 受講要件

(1) 現在の制度では、本研修の受講要件として、「過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること又は現に相談支援業務に従事していること」が求められています。

また、「旧カリキュラム受講者の経過措置\*」が適用されるのは、初回の受講のみです。

(2) 今回は経過措置の対象となる方であっても、2回目以降の受講時は、上記の受講要件を満たさない場合には受講できませんので、ご注意ください。

なお、5年度ごとの現任研修を受講できなかった場合は、相談支援専門員の資格は失効し、失効後にあらためて相談支援専門員として従事するためには、相談支援従事者初任者研修（全課程7日間）の再受講が必要です。

※ 令和2年4月1日前5年間において、相談支援従事者現任研修、主任相談支援専門員研修又は相談支援従事者初任者研修を修了した者については、これらの研修を修了した日から5年を経過する日の属する年度の末日までの間に初めて現任研修を受講する場合は、上記受講要件を求めない。

### 2 インターバル期間の実習について

本研修では、研修2日目～3日目及び3日目～4日目の各インターバル期間において、実習に取り組んでいただきます。

実習は、ご自身関わった事例をグループ演習において振り返る中で得られた気づきや、課題の解決に関する各地域での取り組み等について、就業（予定）地域の自立支援協議会、基幹相談支援センターなどの相談支援事業所に助言等を求めながら、ご自身でさらに検討を深めていく内容となっています。

以上を踏まえ、もし受講をご辞退される方がおられましたら、5月12日（水）までに下記までご連絡ください。

福祉総合研修センター TEL 076-221-1833 担当：谷内

上記内容について、ご不明な点・ご質問があれば、下記までご連絡ください。

県障害保健福祉課 TEL 076-225-1428 担当：久保石